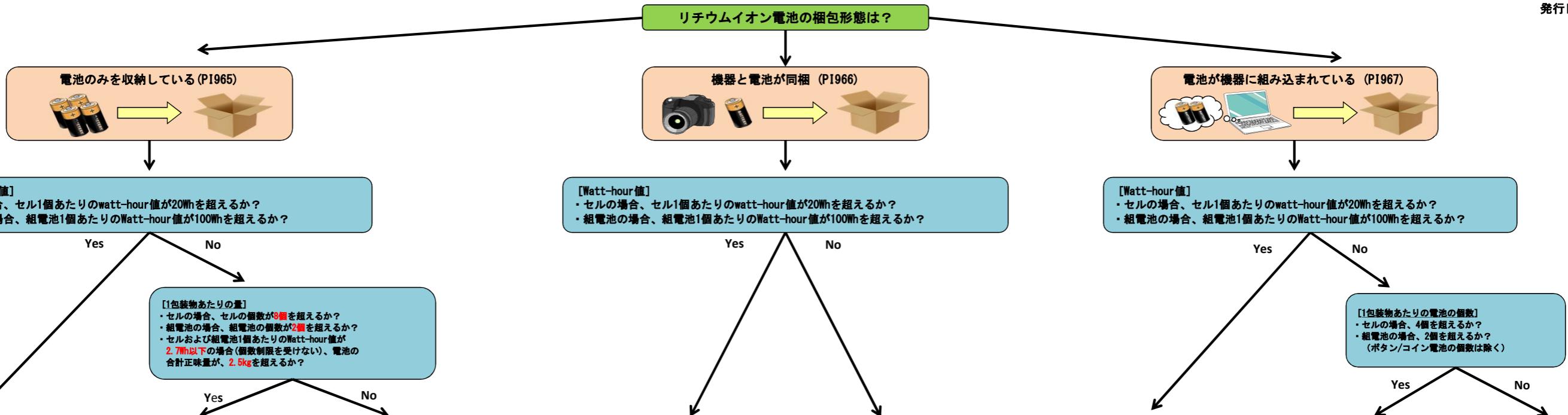


リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表 (UN3480, UN3481) 添付1

JAL CARGO 

発行日: 2012年11月



	Section IA	Section IB	Section II
UN3480 PI965	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの総重量 (グロス) ・旅客機の場合: 10kgG ・貨物機の場合: 10kgG	セルまたは組電池1個あたりのwatt-hour値が: ① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合 ・1包装物あたりの電池の個数: 制限なし ・1包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 2.7Whを超えるが20wh以下のセルの場合 ・1包装物あたりのセルの個数: 8個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 2.7Whを超えるが100wh以下の組電池の場合 ・1包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要 （注）弊社では、危険物申告書を使用して申告された場合も受託いたします。（申告書の記入例は、添付をご参照ください。） 危険物申告書をご使用いただいた場合、運送状へ“Dangerous goods as per attached DGD”的文言をご記載いただくことで、下記AWBの要件を満たす必要があります。 尚、Section IBに限り、危険物申告書の手数料はいただきません。	不要	不要
運送状 (AWB)	Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD"の文言 以下は、危険物申告書を使用しない場合の、AWBへの記載事項 ①荷送人および荷受け人の住所・氏名 ②UN3480 ③Lithium ion batteries, PI965, IB ④包装物の個数および各包装物の総重量 ⑤包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ⑥包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ⑦包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑧追加情報の必要な時の連絡先電話番号 ⑨オーバーパックに収納されている場合は、IATA発行のリチウム電池ガイドラインに従い、DGR 8.1.6.9.7ステップ7で要求される記載事項 【注】上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①から④については、必ずAWB上に記載が必要となります。	①“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI965”的文言 ②包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号 【注】上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。	①“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966”的文言 ②包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号 【注】上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。
ラベル	CL9の危険性ラベルが必要	CL9の危険性ラベルに加えて、リチウム電池取り扱いラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要 (overpackの場合)	PI965 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要 不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	電池を収納する容器は、包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要 不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)

	Section I	Section II
UN3481 PI966	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器を駆動するのに必要最低限の個数に加え、予備電池が2つまで。加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	危険物申告書	必要
運送状 (AWB)	運送状 (AWB)	運送状 (AWB)
ラベル	CL9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI966 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要 不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)

	Section I	Section II	Section II
UN3481 PI967	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	包装物あたりの電池の個数が、 ・セルの場合: 4個以下 ・組電池の場合: 2個以下 加えて、1包装物あたりの電池の正味量が、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	運送状 (AWB)	運送状 (AWB)	不要 （AWBへの記載要件は対象外となりますが、左記①から⑤を記載されないようご注意ください。）
ラベル	CL9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要	不要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI967 Section IIIに従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)	可能